

# 作品を作った人を 守るための“きまり”

ちよさくけん  
(著作権)

A 小学校3-4年生向け

著作権教育Eネットワーク（日本行政書士会連合会、  
国立大学法人山口大学、(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会）

# たろうくんが絵をかいた



# 絵にいたずらがきをされた！



ぼーちゃん

たろうくんの絵に  
いたずらがきを  
しちゃおうっと。

# たろうくんが作文を書いた



# ちょっとだけかえて自分のものにされた



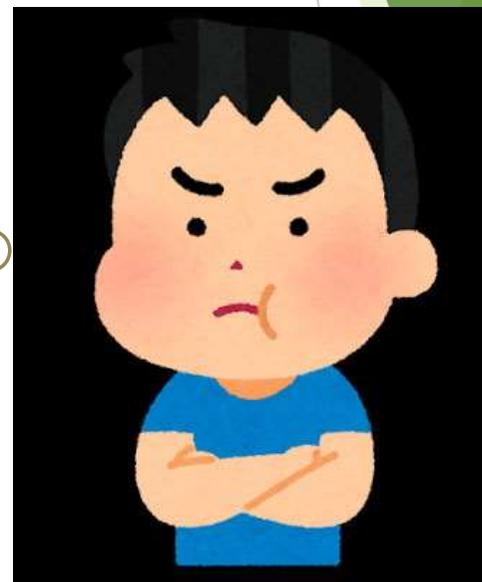
まるちゃん

となりの席のたろうくんの  
作文を書き写して、  
少しだけ変えて、  
わたしの名前で先生に出そう。

丸うつしではなくて、ちょっと変えたから、  
これはまるちゃんの作文になるのかな？

たろうくんは、どんな気持ちかな

???



# 作品を作った人は著作権で守られている

作品をつくった人を  
守るために“ちよさくけん著作権”  
というきまりが  
あるんだよ。



# 作品には、どんなものがある？

絵、イラスト

作文

写真

本、まんが

テレビばんぐみ

えいが

音楽

ダンス

ゲームソフト など



# “著作権”はどうしてあるのかな

## ➤ 作った人の気持ちを守るため

※作った人が作品をかってに使われて、いやな気持ち・悲しい気持ちにならないように著作権で守っている

## ➤ 作った作品をほかの人にかってに使われないようにするため

※マンガ家や音楽家が自分の作った作品でお金をもらうことができるように著作権で守っている

## 著作権（ちよさくけん）

作品を作った人を守るための“きまり”

1. 子どもでもおとなでも、だれでも  
作品を作れば著作権で守られる
2. 作品は作った人のもの

# 作品を作った！

じぶんでかいたマンガが  
完成した！

作品を作ったら、  
みんなはどうしたい？



# 作品は、作った人のもの

## 自分がかいたマンガを

- ・コピーしてほかの人に配ろう
- ・写真にとってLINE（ライン）で友だちに送ろう
- ・せりふを書きかえよう

作った人だけが  
自分の作品を  
どうしようか  
決められる

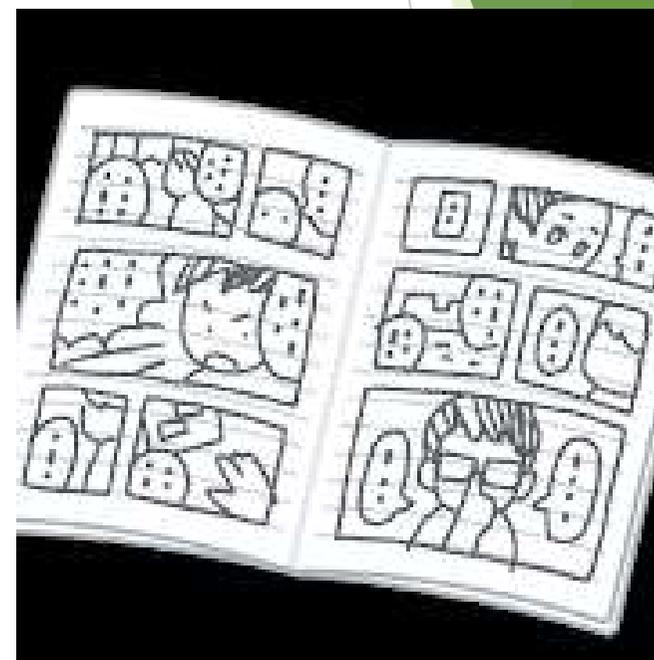
具体的には

- ・つかってもいいよと言える。
- ・つかわないで、<sup>は</sup>と言える。

# 友だちが作品を作った

友だちがかいたマンガを  
見せてくれた。  
すごくおもしろい！

友だちが作った作品を見て、  
どうしたくなった？



# だれかが作ったものをかってに使わない

## 友だちがかいたマンガを.....

- コピーして他の子に配りたい
- LINE（ライン）で送りたい
- せりふを書きかえたいな
- 自分がかいたことにしちゃう

かってに使っては  
いけません

では、使いたいときには  
どうしたらいいと思う？

# 使いたいときは「使わせて」と言おう

友だちがかいたマンガを.....

- コピーして配りたい
- セリフをかえたい
- インターネットに上げたい

使いたいときは、  
作った人に  
「使わせて」ときいて、  
「いいよ」と言われて  
から使おう

きよか  
(= 許可をとる)



お断りします

丸写しして自分がかいたことにするのは、許可してもらえないよね

# かってに使うと……

だれかの作品をかってに使うことは、

- 著作権(ちよさくけん)のきまりに違反 (いはん) する
- 悲しい気持ちにさせてしまう、おこらせてしまう、きらわれる

◎ 自分の作品と同じように  
ほかの人が作った作品も大切にしよう



# “著作権”の勉強をしたあと.....



たろう君の大切な  
作品を  
かってに使って  
ごめんなさい

# 調べ学習のとき



学校の授業や宿題で調べ学習をするときに、本をコピーしたり書きうつして使うことがあるよね。

- 図書館の本で調べた文章
- 新聞やインターネットの記事
- 図かんのイラスト など

書いた人に許可（きょか）をとったことがなかったな。だいじょうぶかな？

きよか  
許可をとらなくても使うことができる、  
れいがい  
例外があります

じゅぎょう  
学校の授業で使うためなら、

じどう せいと ひつよう  
先生と児童・生徒は、必要な分だけ

ほかの人の作品を使うことができます

コピーしたり、書きうつしたりできます。  
オンラインじゅぎょうでも同じです。



## 調べたことをほうこくするとき など



夏休みに、自分の好きなことについて自由研究をまとめている。

- かべ新聞を作って提出したい
- 動画を作って公開したい

自分の考えの理由をしめすために、本やインターネットで見つけた記事とグラフを貼りたい。



許可をとらなければいけないかな？

きよか  
許可をとらなくても使うことができる、  
れいがい  
例外があります

自由研究や意見文のために、  
自分の文章や話のなかで  
ほかの人の言葉や図表を  
使うことができます。

(引用 (いんよう) という)

どんなふうに使えば  
いいの？



# 引用のしかた

自分の文章に少し追加して本や記事などほかの人の言葉や図表を使うときのポイント

- ✓ 自分の考えとは区別して書く  
(本からの言葉に「かっ」を付けるなど)
- ✓ 元の文章を変えずにそのまま書き写す
- ✓ 出典 (何から調べたのか) を示す



壁 (かべ) 新聞の例

**牛乳の価格の今と昔** 山口たろう

自分の言葉

ぼくの家は祖父の代から牛にゅう屋さんです。牛にゅうの代金が昔と今でとでちがう、と父が話していたので、調べてみることにしました。ぼくの予想は……………

図書館で調べた本にこう書いてありました。

本などの言葉 (引用部分)

「牛乳は……………」太田文憲「牛乳の歴史」ACCS出版2020年

自分の言葉

調べてわかったことは……………

赤丸部分のように、出典をしめす

【参考資料】



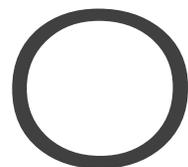
新聞に載っていた写真

むかしの牛にゅう屋さんの写真  
朝日新聞 (1950年1月1日発行) より

本やウェブサイトからのグラフ、表、図、イラスト、写真など (引用部分)

今日のおさらい ○×クイズ 1

作品を作れば、小学生だって  
著作権で守られる。



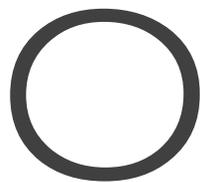
## 今日のおさらい ○×クイズ 2

国語の詩の授業で、となりの席の人の詩を  
ほとんど書き写して、わたしの名前で先生に提出した。  
わたしの名前にしたのだから、これはわたしの作品だ。

×

## 今日のおさらい ○×クイズ 3

たろう君が四コママンガをかいてボクに見せてくれた。  
ボクはちょっとセリフを書き足したいなと思ったので、  
「ここにセリフをこう足してもいい？」  
とたろう君にきいた。



## 著作権（ちよさくけん）のまとめ

- ✓ 作品を作った人を守るために、著作権がある。
- ✓ おとなでも子どもでもだれでも、作品を作ったら著作権で守られる。
- ✓ 作品は作った人だけのもの。だれかが作った作品を使いたかったら、許可（きよか）をとろう。
- ✓ 自分の作品と同じように、ほかの人の作品も大切にしよう。